

第2種共済運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程（以下「規程」という。）第3条第1項第2号に規定する第2種共済（以下「共済」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(加入の届出)

第2条 共済契約の当事者である事業主（以下「契約者」という。）がこの共済への加入を希望する時は、第2種共済適用事業所届出書（要綱様式第15号）により、契約者が運営する事業所（以下「適用事業所」という。）を県社協会長に届け出るものとする。

(加入申込み及び加入の承認)

第3条 この共済の加入年月日は毎年度4月1日とする。

- 2 この共済の加入申込みは、毎年度4月1日から5月末日までに適用事業所長が加入予定者の同意を得て、加入申込書（要綱様式第3号）により行うものとする。
- 3 この共済の加入申込みに対する承認は、県社協会長が加入決定通知書（要綱様式第4号）により行うものとする。

(掛金の算定基礎)

第4条 共済掛金は、1口10,000円で、年掛かつ全額契約者の負担とし、毎年度掛口数変更届（要綱様式第16号）等により申請のあった口数に応じて加入者ごとに定める。

- 2 前項で定める口数は、別表1の範囲内で毎年度4月1日に変更することができる。
- 3 適用事業所長は、口数の変更の有無に関わらず、毎年度4月20日までに掛口数変更届（要綱様式第16号）を提出するものとする。
- 4 加入者が適用事業所を異動した場合の共済掛金は、異動後の適用事業所の第2種共済への加入の有無に関わらず、これまでの累計額を引き継ぐものとする。

(掛金納入)

第5条 適用事業所長は、掛金請求明細書（兼）掛金領収証（要綱様式第8号）に基づき、当該年度の共済掛金を毎年度6月末日若しくは末日が金融機関の休業日にあたる時は翌営業日に、口座振替により納付する。

(掛金納付の免除)

第6条 やむを得ない理由により共済掛金を納付することが困難になった場合は、県社協会長がこれを承認したときに限り、1年間を限度として共済掛金の納付を免除することができる。

(掛金の不返還)

第7条 既に納付した共済掛金は、当該掛金の額に誤りがあった場合のほかは、これを返還しないものとする。

(除名処分)

第8条 正当な理由なくして、適用事業所長が共済掛金を3カ月以上滞納した場合は、県社協会長が青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議決を経て除名することができる。

2 前項により除名処分を受けた適用事業所の加入者は、一切の権利を失う。

(給付の制限)

第9条 県社協会長は、次の各号の一に該当するときは、運営委員会の議決を経て、給付の一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生じせしめた場合
- (2) 給付の原因が虚偽であった場合
- (3) 給付の請求その他に関して不正の事実があった場合

第10条 前条に該当した事実が給付後に判明した場合は、給付額の一部又は全部を返還せしめることができる。

(退会給付金)

第11条 加入期間1年以上の加入者が、次の各号の一により退会するときは、退会給付金を給付する。

- (1) 適用事業所を退職したとき
- (2) やむを得ない事由があると県社協会長が退会を認めるとき

2 加入者が懲戒解雇の処分を受けたときは、退会給付金は給付しない。

(退会の手続き)

第12条 退会する加入者は、加入者の申請に基づき、適用事業所長を経て退会届（兼）退会給付金請求書（要綱様式第13号）を提出しなければならない。

2 前項において、死亡により退会した場合は、その遺族が所定の手続きを行うものとする。

(給付の決定及び送金)

第13条 県社協会長は、前条第1項の請求書を受理した翌月20日までに給付の適否を決定する。

2 前項により給付を決定した場合には、申請した加入者と適用事業所長に対し、退会給付金交付決定通知書（要綱様式第14号）を交付するとともに、第1種共済退会給付金と合わせて、適用事業所の口座に給付金を送金する。

3 適用事業所長は、前項により送金された給付金を、申請した加入者に送金しなければならない。

(給付の額)

第14条 この共済の退会給付金の額は、次の各号により計算した額とする。

(1) 毎年度4月1日において、加入者ごとに10,000円に契約口数を乗じた額（以下「掛金額」という。）を計算し、加入期間中の掛金額を累計した額と次号の利息額を加算した額を退会給付金の額とする。

(2) 利息の算定にあたっては、前年度まで累計した掛金額と利息額を加算した額を基準累計額とし、毎年度3月末日において、当該年度の掛金額と基準累計額を加算した額に0.01を乗じた額とする。ただし、年度の途中において退会した場合は、当該年度の利息額は計算しないものとする。

(3) 給付額を算定する場合において、計算結果に円単位未満は切り捨てとする。

(給付金受給権の消滅)

第15条 この要綱による給付金を受ける権利は、その給付事由が発生した日から5年間を経過したときは、時効によって消滅する。

(補 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行年度の特例措置)

2 第3条第1項の定めにかかわらず、加入申込みについては、平成21年度に限り4月1日から7月末日までとする。

3 第5条の定めにかかわらず、掛金納入については、平成21年度に限り8月末日までに第2掛金を掛金振込納付書(様式第4号)により納めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。